

玄海プルサーマル裁判ニュース

No.34
発行日 2021.5.21



発行者: 玄海原発プルサーマル裁判を支える会 会長 澤山保太郎
 編集者: 玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 代表 石丸初美
 〒 840-0844 佐賀市伊勢町 2-14 TEL:090-6772-1137(石丸)
 編集責任 永野浩二 080-5254-6866(江口)

E-mail: saiban.jimukyoku@gmail.com
 URL: http://saga-genkai.jimdo.com/
 Facebook: http://www.facebook.com/genkai.genpatsu
 Twitter: @sagakarakaeru

3.12 佐賀地裁 納得いかぬ不当判決 福岡高裁に控訴! みんなで力を合わせ原発のない社会を実現するために

2021年3月12日、佐賀地裁で2つの裁判(行政訴訟「被告・国」/全基差止訴訟「被告・九電」)に判決が出た。最初の行政訴訟の判決で、玄海原発から100キロ圏外の住民を「原告適格が認められない、却下する」と言い渡され、続けて「原告らの請求を棄却する」と短いことばを読み上げ立ち去る達野ゆき裁判長に、傍聴席から「納得いきません」と抗議の声が挙がった。その声を背に裁判長は振り向き「静かにしなさい」と、信じられないことばを残し法壇から立ち去った。

800数十ページにも及ぶ判決文はすべての争点について、「規制委の審査判断は専門家の検討を踏まえて合理的」として、国の基準はすべて合理的だという内容だった。直後の記者会見で弁護団から「論点の具体的なものに入らず、形式的なことだけ言っている。今まで負けた判決はいっぱいあるが、これほど酷い判決はない」と報告された。

大阪地裁では、私たちの代理人とほぼ同じ弁護団からなる大飯3、4号機(福井県)の耐震性を巡る裁判が進行していた。2020年12月4日大阪地裁は規制委の許可を違法として司法がノーを突きつけた。大阪地裁の勝利は、全国反原発運動への大きな追い風となり、国を相手に闘ってきた私たちは自分たちの事のように嬉しい。私は、「三権分立は機能していない!」と司法へ不信と怒りは増すばかりだったが、判決前の大阪地裁での市民の大きな勝利に望みを繋いだ。

過去4度の不当判決を受けた私たちだが、今回は2つの判決が同日出されるという異例な事態に



直面し、原告への状況説明や判決後の意思確認の電話連絡などの作業が急務となった。九州各地の仲間が参加してくれて何とか3月25日の控訴手続きに間に合わせる事ができた。提訴から11年の経過とともに原告各自を取り巻く状況も変化していた。この作業のためにたくさんの方々と直接話すことができたことが何より嬉しかった。みなさんから「何もできずに申し訳ありません。応援しています」「原発は絶対なくしてもらいたい」「頑張ってください」と温かい声を頂き元気をもらった。国民の多くは“原発は一日も早く止めてもらいたい”と願っている。

3月25日、363人の控訴人の書類を揃えて佐賀地裁へ控訴手続きを完了した。裁判所のHPに“裁判所の仕事は国民生活の平穏と安全を保つことです”とある。福岡高裁には裁判所の仕事を実行してもらいたい。これからも私たちは「犠牲の上にしか成り立たない原発はいらない」と声を挙げていく。
 (石丸初美)

◀ CONTENTS ▶

- 玄海止めるため控訴する 石丸初美 …1
- 弁護団声明/谷次郎弁護士/中井雅人弁護士…2
- 福岡と大阪 連携して闘おう 小山英之 …4
- 3.12判決に思う～原告の声

- 荒川謙一、吉良文江、大江良二、真崎隆平、木下由香、田中雅之、大江登美子 … 6
- 2020年度会計報告 …11
- リレーコラム 野中宏樹 …12

原告弁護団声明

佐賀地方裁判所が、本日玄海原子力発電所について、安全基準の「ばらつき」規定を無視し、基準地震動の過小評価のまま設置を認め、運転を認める極めて危険な判決を言い渡したことに強く抗議する。

本日2021年3月12日佐賀地方裁判所は極めて不当な判決を言い渡した。原発の安全基準は、想定される最大地震動（基準地震動）の策定にあたって経験式の算出した数値は平均値であるから平均値を上回る地震規模を想定して、「経験式が有するばらつき」を考慮すべきことを定めているにもかかわらず、九州電力はこれを無視して基準地震動を定め、国はこれを容認した。その結果、当然に平均値を上回る地震規模による地震に対する安全性は保障されておらず、極めて危険な原発として存在して運転することとなる。

昨年12月4日大阪地方裁判所は、関西電力の大飯原子力発電所に関する判決において、「経験式が有するばらつき」の考慮がなされていないことをもって設置許可処分を取り消した。佐賀地方裁判所はこの大阪地裁の判決を知らず、あえて、国や九州電力の主張をそのまま取り入れ、住民の安全性をないがしろにした。私たちはこのことに対し、怒りをもって抗議し、直ちに控訴して逆転判決を得ることを誓うものである。

玄海原発3・4号機原子炉設置変更許可取消請求裁判、並びに同運転差止請求裁判弁護団

高裁では相手の弱点を正確に突いていく 谷次郎弁護士

3月12日の佐賀地裁での玄海原発についての二つの裁判の判決は、昨年12月4日の大阪地裁での大飯原発裁判の判決で原子炉設置変更許可処分の違法を認めたのと全く同じ論点を持ち込んでいたので、判決に大いに期待していましたが、大阪地裁とは逆に、国・電力会社の主張をそのまま鵜呑みにしたような内容の判決であり、非常に残念な判決でした。また、行政訴訟における原告適格についても、原発から半径100キロメートルの範囲でしか認めておらず、原発事故が起こった際に被害がきわめて広範に及ぶという、福島原発事故の教訓が全く反映されていないものどしかいいようがありません。

ただ、細かく見ていくと、たとえば配管の問題について、「本件各号機の一次冷却系統に係る管であるクラス1管において、ひび割れ等の損傷が既に生じている可能性やこれから生じる可能性を完全に否定することは困難」としたり(差止訴訟判決160頁)、核燃料サイクルについて「我が国において、核燃料サイクルが十分に確保されていると認定することは困難」としたり(差止訴訟判決22

7頁)、部分的にはありますが、裁判所が電力や国に対して苦言を呈するような部分も少しですが見つけることができます。裁判の過程では、地震動評価と火山対策を最重要の争点において特に重点的に主張立証したわけですが、配管問題や核燃料サイクルの破綻の問題について、主張立証にもう一工夫が有り得たのではないかと、というのは、佐賀地裁での訴訟進行に関する住民側弁護団の反省点として確認しておかなければなりません。

佐賀地裁では負けましたが、まだ地裁段階です。全国の動向にも目を向けると、原発裁判は、昔のように、負けるに決まっているというようなものではなくてきており、勝つことが出来る裁判になってきています。昨年12月4日の大阪地裁の判決は、商業用原子炉の設置許可処分の取消判決という日本の裁判史上初めてのものでしたし、今年3月18日には、水戸地裁で、東海第二原発の裁判で住民側が勝訴しました。水戸地裁の判決は、避難計画の不備という、これまで裁判所で差止めが認められたことがなかった論点を取り上げた画

原告主張

- ◆地震動が過小評価になっているばらつきを考慮していない
- ◆火山巨大噴火の可能性を否定できない
- ◆配管検査体制に不備
- ◆重大事故対策に不備

佐賀地裁判決

- 原発100キロ圏外には原告適格がない(行政)
- 審査は専門的知見、手続きも踏まえ、合理的。看過できない過誤・欠落はない
- 安全性に問題はなく、具体的危険性はない

期的なものです。

私たちの裁判は、福岡高裁での闘いに舞台が移ることになります。今後、高裁でも、「ばらつき」問題を中心に地裁での争点を訴えていくと共に、避難計画の不備のように、他の裁判において住民側が勝った論点を、積極的に裁判の中に持ち込み、逆転勝訴につなげたいと思います。

原発の裁判闘争は、さながら旧約聖書のダビデとゴリアテの闘いのようなものです。少年ダビデは、身の丈6キュビト半(約2.9メートル)、全身をよろいかぶとで身を包んだ巨人戦士であるゴリア

テに対して、谷間で拾ったなめらかな石をゴリアテの額を狙って投げ、額に命中させて倒したとされています。これは、いかに強そうな者であったとしても、弱点があり(ゴリアテの額は、よろいかぶとに覆われていなかった)、その弱点を正確に突くことにより、弱い者でも強い者を倒すことが出来る、ということを示しています。これまでの裁判や運動の過程で、私たちは相手の弱点を掴んでいるはずで、あとは、その弱点を、より正確に突く術を、高裁では考えていきたいと思っています。

試合途中のルール変更~火山審査

中井雅人弁護士

3月12日佐賀地裁判決(本稿では行政訴訟の判決を指す。以下「地裁判決」という。)は、2018年3月7日に開催された平成29年度原子力規制委員会第69回会議において、原子力規制庁から示された「原子力発電所の火山影響評価ガイドにおける『設計対応不可能な火山事象の評価』に関する基本的な考え方」(以下「基本的考え方」という。)に全面的に依拠し、原告ら住民の主張を排斥した。

地裁判決は、「基本的考え方」は、「火山ガイド制定後の平成30年3月7日付けで作成されたものではあるが、…第69回会議において、委員から、従来からこの考え方で規制を行ってきた旨の発言があった」こと等から、「原子力規制委員会ないし原子力規制庁は、火山ガイドにおいて、文言上、明示されているかどうかにかかわらず、本件申請を含む発電用原子炉設置変更許可の申請に係る審査において当該申請の内容が火山ガイドを踏まえているかを確認するに当たって、『基本的な考え方について』に記載されているものと同様の考え方に基づき、審査をしていたと認められる。」ため、具体的審査基準に不合理な点はないとする。後から出した「基本的考え方」の内容は火山ガイドには全く書かれていなくても、実は「基本的考え方」発表前からそこに書かれている内容で規制してきたから、「基本的考え方」を審査基準としても問題ないということである。明らかな詭弁である。例えて言えば、スポーツの試合が開始後ないし終了後に、試合前に存在したルールとは全く内容の異なる新しいルールを発表して、選手や観客には内緒にしていたけど、実は審判はこの新しいルールを頭に入れてジャッジしていたから問題ないと言っているのと同じである。

そして、この新しいルールをつくった動機もその内容もデタラメである。「基本的考え方」は、「火山の現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態ではないことが確認でき、かつ、運用期間中に巨大噴火が発生するという科学的に合理性のある具体的な根拠があるとはいえない場合は、少なくとも運用期間中は、『巨大噴火の可能性が十分に小さい』と判断できる。」と火山ガイドを読み替えるものである。これは、安全の観点から疑わしきは立地不適にという立場をとっていた火山ガイドの原則と例外を逆転させ、実質的に噴火の立証責任を住民側に負わせている。しかも、「基本的考え方」は火山ガイドに記載のある「破局的噴火」よりも一段レベルの低い「巨大噴火」を対象にして基準を緩めている。また、この「基本的考え方」の発表は2018年3月7日であり、そのタイミングからして、阿蘇山の噴火について立地不適として差止を認めた広島高裁2017年12月13日即時抗告審決定を骨抜きにするのが動機だとしか考えられない。

これも例えて言うならば、あるスポーツチームが負けそう又は負けたので、得点の低い方のチームを勝ちにするという新しいルールを発表したというようなものである。地裁判決は、こうした「基本的考え方」の内容について、「我が国の発電用原子炉に関する規制に係る法体系において、巨大噴火については、それ以外の火山活動等の自然現象とは異なる取扱いをすることを許容する趣旨であると解される。」等と述べて正当化しようとするが、では火山ガイドは何のためにあるのかと間髪入れずにツッコミたくなる。

こうした詭弁やデタラメを控訴審では丁寧に指摘し、逆転勝訴をめざしましょう。

余りにもおざなりで理不尽な佐賀地裁判決 福岡高裁と大阪高裁の控訴審を連携して闘おう

小山英之（佐賀地裁原告、大阪地裁原告団共同代表）

玄海原発をめぐる佐賀地裁裁判で、原告は3月12日にきわめて不当な判決を受けとった。複数の争点があったが、大阪地裁での昨年12月4日勝訴判決との関連で、地震規模(地震モーメント)をめぐる「ばらつき」の考慮が最大の注目点であった。この問題では、すでに昨年1月30日の大阪地裁進行協議で、原告勝訴の流れが裁判長によって示唆されていた。しかし佐賀地裁の裁判官は、それとは異なる不当な姿勢を見せていたため、大阪地裁の資料を佐賀地裁に書証として持ち込むなどが行われた。また、12・4判決後は、その勝訴の意義を活かすべく、佐賀地裁の原告や支援者は自治体への働きかけなどで非常な努力をされてきた。しかし佐賀の裁判官が築いた不可解な壁は厚く、それを破ることはできなかった。

◆余りにもおざなりお粗末で理不尽な判決

ばらつき問題は、地震動審査ガイド I .3.2.3(2)の第2文をどう捉えるかにかかっている。佐賀地裁の最初の進行協議で右陪席は、ガイドは法規ではないので無視できるかのような見解を突如表明した。しかし今回の判決ではその見解は後景に退き、地震動審査ガイドも「具体的審査基準」であると認め(要旨3頁、判決197頁)、「具体的審査基準に不合理な点があるとは認められない」と断定している(判決299頁)。

それならガイドの「ばらつき」条項によって判断するのだから、原告勝訴となるのは必然ではないか。ところが奇妙なことに、その具体的判断は判決要旨には見当たらず、判決本文では316～318頁のわずか2頁半に3点が書かれているだけ。あまりにもおざなりお粗末で原告の誠意を踏みにじるものである。

その論点には短い中にも複数の矛盾が見られ、逐一批判するほどのものではないので、我々の対置すべき見解を2点だけ簡潔に述べておきたい。ばらつき条項「①震源モデルの長さ又は面積、あるいは1回の活動による変位量と地震規模を関連づける経験式を用いて地震規模を設定する場合には、経験式の適用範囲が十分に検討さ

れていることを確認する。②その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」の第2文②に関してである。

第1に、大阪地裁判決が強調するように、第2文は福島事故以前には存在せず、以後の検討会で、ばらつきを考慮する必要があるなどの入倉主査等の指摘を受けて初めて追加されたものである。そうすると、第1文の主旨が経験式の適用範囲の確認におかれているのに対し、第2文の主旨はそれとは別の意義をもつ「ばらつきの考慮」にあると見なすべきである。第2に、問題の本質は第2文の意味自体が示している。第2文では、「経験式は平均値だから」が理由となって、「経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」と結論されている。「経験式が有するばらつき」とは、経験式とその平均の基になったデータ集合との乖離の度合いであると国もはっきり認めている。すなわち端的には標準偏差で代表される。佐賀地裁判決は、第2文は「経験式の適用範囲の確認」の問題だというのが、入倉・三宅式の適用範囲は $7.5 \times 10^{18} \text{Nm} < M_0 (\text{地震モーメント}) < 1.8 \times 10^{20} \text{Nm}$ であると国もレシピどおりに認めており、ばらつきが関与する余地などないし、実際に具体的にどう関与するのかはまったく何も示されていない。

判決は317頁で、ばらつきの考慮はレシピに書かれていないと述べているが、2016年12月以降のレシピは前文に「特に現象のばらつきや不確定性の考慮が必要な場合には、その点に十分留意して計算手法と計算結果を吟味・判断した上で震源断層を設定することが望ましい」と記述している。また判決は318頁で、ばらつき等を考慮する必要があるとの専門委員の指摘によってガイドに第2文が付加されたことを認めながら、その意義を否定しているが、その理由は明記されていない。

そもそも地震モーメントは剛性率×平均すべり量×断層面積によって定義されている。断層面は2枚の面から成り立ち外力を受けて互いに逆方向にすべるのであるが、その平均すべり量は外

力と2枚の面のくっつきの強さ(アスペリティ)に応じて異なるので、断層は個性をもち、それがばらつきの本質である。

◆福岡高裁と大阪高裁の控訴審で連携し、全国各地の運動とも連携して闘おう

これほどまでに理不尽な判決に対し、原告は福岡高裁に控訴した。他方大飯原発については、国が大阪高裁に控訴した。両原告は、基本的に共通の内容、すなわち本質的にばらつき条項第2文の意味と意義の問題で連携して取り組むことになる。また、福井県では、12・4判決によって不安が広がっていることを考慮して、説明会がまず福井市で開かれ、さらに運動の要求によって立地点に近い敦賀市でも開かれた。原子力規制庁などから説明に来たが、それに対しほぼすべての質問者が反対の意見を次々とぶつけた。さらに、このばらつき問題は、どの原発でも原子力施設にも当てはまるので、すでに全国各地の裁判原告や運動がとり上げて問題にしている。例えば、島根原発に関して広島高裁松江支部に提出された原告の準備書面(26)では、ばらつき問題が求釈明されている。両高裁における闘いは、このような広範な運動と連携しながら進めていくことになる。

国は昨年12月16日の規制委員会で、判決に対する事実上の見解を出し、「審査では、入倉・三宅式を用いて地震モーメントを計算する際、式の基となった観測データのばらつきを反映して計算結果に数値を上乗せする方法は用いていない」とガイド違反を公然と認め開き直った。「このような方法は、強震動予測レシピで示された方法ではなく、かつこのような方法の科学的根拠を承知していないからである」と言い訳をし、この見解に基づいて、翌17日に大阪高裁に控訴し、福井県にも説明に出かけている。

大飯裁判が結審したのは昨年9月16日であるが、直後の9月23日にはまるで敗訴を予見したかのように、規制庁はガイドの見直し方針を立てている。「(審査ガイドに)『経験式が有するばらつき』とあるが、経験式にばらつきを加えるという誤解を与えるため、記載を修正する」との方針を。この実行は今年3月中までの課題であったが、3月3日の規制委員会で「検討に時間を要するため」4月以降に繰り延べされた。このときの規制委で更田委員長は、ガイドは参考にすぎないので審

査委員ばかりか申請者(電力等)も従う必要はないなどと暴言を吐き、ガイドの改定にあたってはパブコメはなしにしようと提言した。山中委員と田中委員がすぐにこれに追随し、他の2委員は沈黙したままであった。これに対し、大飯原発訴訟原告団を含む3団体は直ちに抗議文をつくり、全国の100の賛同団体とともに3月9日に規制委に提出した。すると3月10日の委員会では、前回沈黙していた石渡委員と伴委員がパブコメは行すべきだと発言し、前回廃止論を述べた山中委員もおずおずと前言を翻した。このとき規制庁が出した論点整理メモも、パブコメ廃止には否定的なニュアンスであった。こうして、更田委員長もパブコメ廃止論は撤回せざるを得なかった。しかしその後5月12日の規制委での「ガイドの位置づけ」議題について、更田委員長がまたも「ガイドの位置は低い」論をもち出し、山中委員が追随したが、石渡委員が反対のガイド重視論を述べている。今後、全国的な連携のもとで一層厳しく規制委を監視していこう。

◆避難計画問題にも連携して取り組もう

九州と福井・関西はもう一つ別の課題でも連携していく必要がある。福井では美浜3号と高浜1・2号の老朽原発に対し、新たな交付金をそれぞれ25億円だして無理やり動かそうとしている。しかし、これらの原発は12・4判決に照らせば、基準地震動が過小評価されている。さらに、佐賀等でも重視されている避難計画の不備問題が浮上している。「オール福井反原発連絡会」は「頼りにならない避難計画の中では、老朽原発は動かさないで」を新たなスローガンにしている。「避難計画を案ずる関西連絡会」は、老朽原発事故時の避難先となる自治体にアンケート調査した。回答率は90%を超え、コロナ禍では「避難所は足りない」との回答が多数だった。そこへ、3月18日の水戸地裁判決が出され、この問題の法的位置づけが焦点として浮上した。この問題でも一層連携を密にして前進しよう。

両高裁での闘いを軸にしながら、全国各地の運動と密接に連携して規制委等の反動に対抗していこう。

(2021.5.16)

3.12 判決に思う！ ～原告の声

佐賀地裁の理不尽さ

荒川謙一

3月12日、足掛け10年を要した私たちの二つの裁判に判決が下りました。結果は、二つとも私たち住民の訴えを棄却する「不当な判決」でした。これで、2010年にMOX差し止め訴訟を起してから、佐賀地裁・福岡高裁の本訴と仮処分を含め、通算6連敗となったわけですが、今回の3.12佐賀地裁判決の考え方は、これまで以上に理不尽で無責任さが現れていました。

1)主張立証責任

1992年伊方最高裁判決に依拠し、佐賀地裁はまず第一に被告が立証責任を負うとしていながら、規制委の審査判断をすべて肯定して、国・九電の主張をすべて容認し、原告住民の反証が不十分とした。(例えば、気体状又は粒子状の放射性物質を放水砲で撃ち落とす場合、その何割を抑制できるのか、放射性物質を含む汚染水の排水口等からの海洋流出に対して、シルトフェンスで何割抑制できるか、被告が回答をしなくても、その立証を求めなかった判事の姿勢が問題点です)

2)基準地震動の過小評価

「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」の解釈も歪めて国・九電の主張通りの過小評価を容認した。地震審査ガイド(規制庁自らのルール)「経験式は平均値としての地震規模を与えるものである、故に経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」の条項をほとんど無視したことは、大飯原発の大阪地裁12.4判決を無かったことにしたかったのか?と疑われる。

3)配管老朽化問題

重要度クラス別の対処で10年で1/4のみの検査体制、事実上検査の漏れを放置し容認した。

4)火山問題

火山学会や原子炉火山部会の「巨大噴火は予測不能」見解や証言を棚上げ。規制庁の「火山ガイドの基本的な考え方」だけに限定し「九電のモニタリング判断」ができるはずという根拠が無いことを容認した。

5)過酷事故対策

九電の技術的能力を評価した規制委の判断を

鵜呑みにし、審査会合での指示を遵守する姿だけをみて、その内容まで踏み込んだ判断を全くしていない。

6)原告適格の判定(行政訴訟)

1992年9月22日もんじゅ訴訟最高裁判決(福井地裁差戻し)の判断「29km～58km内の住民である全原告に適格がある」を最低根拠とし、さらにフクイチ事故の政府避難指示政策の経過から、社会通念を持ち出して100km迄という線引きを導いている。放射線による晩発性被害は国および原発推進側の判断基準をほぼ認める、つまり証拠が無いので因果関係無しとして、最悪のシナリオは想定しにくいのであり得ないと除外した末に、100km圏外の住民を不適格とした。

振り返ってみると、2011年の3、11まで日本政府は、スリーマイル島事故(アメリカ)やチェルノブイリ事故(ソ連)など原発が重大事故を起こしても「日本の原発は絶対安全で、放射能を工場外へ放出することは絶対にあり得ない」と国民へ向けて常に安全神話を流してきましたが、福島事故はメルトダウンを超えてメルトスルーまで及び、溶融核燃料の所在は未だ不明であり、大気への放射能放出に止まらず放射能汚染水まで流してしまいました。さすがに54基存在した原発は全く動かせず、稼働ゼロとなって脱原発に向かわざるを得ないように思えました。

2011年から2013年初頭まで、最高裁は原発訴訟のあり方について「特別研究会」を約9回開きました。フクイチ事故後の相次ぐ原発訴訟にこのままでは司法の信頼が揺らぎかねないとの危機感が背景にあったとみられ、これまでの原発裁判の「専門的知識が難解なことを理由に科学的な分野へは踏み込まず、法律的な判断のみを根拠として裁く」姿勢から反省、「裁判所も科学的に複雑困難訴訟を学び理解を深め、国土と全国民の生活面の安全性をも考慮して判断しなければならない」という姿勢が研究記録として残っています。具体的には、法廷と外での協議など「ロールプレイング方式のプレゼンテーション」の取入れや「意見陳述」「証人尋問」の扱いに変化が見られ、その

後、全国の地裁や高裁で「仮処分決定」「本訴の運転差し止め」に難関であった住民側勝訴が計7件出ました。しかし、国の「復興第一」「帰還」政策によって、見捨てられたかのような被害者・避難者の現状が見えにくくされてきた中で、国民の意識も風化していくのを見透かすように、不明瞭で理不尽な逆転判決をして来たことはご承知の通りです。そして今や、国も、報道も、裁判所の姿勢も過去の原発安全神話時代へと後戻りしているかのようです。原子力防災避難計画は立地自治体へ丸投げで原発の合格審査とは無関係にし、重大過酷事故対策の猶予や軽減、放射能汚染水の海洋放出、40年超え老朽化原発の再稼働推進などがそれらを表しているのではないのでしょうか。

今回の佐賀地裁の判決姿勢は、このような背景で国に忖度し、世界最大級の福島第一原発事



3.12 記者会見・報告集会

故、国民5千万人が避難民になりかけたという教訓を全て闇に葬ろうとしたと感じずにはいられません。私たちは、「過ちを正せ！」そんな強い意志を持って福岡高裁での控訴審へ臨みます。皆さま、世論を動かして未来のためにいっしょに闘い続けましょう！

被ばくありきの原発許すのか！

終わらない事故被害 フクシマの10年を経て 吉良文江

この文章の表題は、3月12日全基運転差止裁判判決での私の旗出しの担当のぼりの言葉です。裁判長は「原告らの請求をいずれも棄却する」と主文を淡々と読み上げて、すぐに退席していきましました。えっ、なにになに、そんな簡単に済ませるの。ぼーっとしてはいられません。私は急いで旗出しに走り出しました。廊下で出会った永野さんは言葉もないという自失の体で、用事をしに急ぐという様子でした。

外は小雨でした。私は松村さん、田中さんと一緒に一斉にのぼりを出しました。ざわっとしました。たくさんのカメラがフラッシュと共に私たちを照らします。私は、許されることではないという思いを込めてのぼりを掲げ続けました。この意志がカメラに届くようにと。

そのあと、石丸初美さんのインタビューが始まりました。たくさんの記者たちが集まってきました。初美さんは言葉が詰まりがちで力がありません。悲しみが全身をおそっている様子でした。大飯原

発では12月に勝訴したばかりなのに同じ裁判でどうしてこうなるのか、との思いが湧き上がっていたのかもしれない。

その少しあとです。インタビューがあっているのに警備の人が表門を閉め始めました。「終わりましたからどいてください」というように門を閉めていきました。

裁判長の態度といい、警備の人の態度といい、「その申し立ては意味がない」と言われているようでした。厚さ10cmほどの判決書にはどれくらい原告の訴えがかえりみられていたのでしょうか。疑いばかりが起こります。

私たちはもっと裁判所を注視しなければいけないのではないのでしょうか。一人ひとりが裁判所に足を運び、自分の目で見、耳で聞いていくことが司法を守り、私たちの権利を守ることになると思います。大きなうねりを作っていきましょう。そして今度こそ勝利をかちとりましょう。一団となって。

目の奥

大江良二

3月12日。判決言い渡し。原告席でスケッチの準備。開廷とともにスケッチ開始。コロナ禍である。全ての人の顔にはマスク。「目は口ほどにものを言う。」確かにそうだけど、髪の毛とマスクの間

に目。その目が口ほどに何を語っているのか、読み取ることは出来なかった。

スケッチの最中は目と手に集中していて耳がかなり疎かになる。当日も、そんな僕の耳に不連続な

数字の連呼。目と手をせわしなく動かしつつもその意味がなかなかわからないでいた。結構な時間続いたと思う。おかげでスケッチが形になった…。続いて数字の意味とともに「却下と棄却」。疎かな僕の耳にもはっきり突き刺さった。

お堅い稼業。お固いカ行。角張っている。四角四面。余談だがカ行の音は、発音するのにも聞き

スケッチ
大江良二



達野ゆき裁判長

取るのにも圧がいます。ストレスがかかる。特に耳に入るとき、あちこちにその角がチクチクあたる感じがする。その意

味を理解する頭の中にも、受け容れようとする心の中にも…。マスクの上の無表情な目は、そんな事を物語っていたんだ。

不当判決。しかし「このままではいけない」「これからの子供達に申し訳が立たない」…。これら、生活者として当たり前を抱く感覚までを否定された訳ではないのだと思う。誰一人として例外なく、自分の命を永らえていかなければならない。震災にも水害にも、ウイルスにも…。簡単には勝てそうにない。だから助け合うし、譲り合いもする。角張ったり、冷たく突き刺してばかりでは自分の命さえ保てない。誰だって分かっている。だから無表情に見える目の奥の奥にも、必ずか弱い命がある。そこに共感できる働きかけの可能性があるのだと思うのです。やっぱり「このままではいけない」なのです。

故郷を失いたくありません

真崎隆平

今回の裁判では全基差止の原告傍聴席に座らせて頂き判決を聞きました。

たった2分で、全て棄却するで、終了しました。

今まで原告の陳述など、実際に起こった原発事故で大変な苦しみを受けている方たちが居ることを知っているはずです。その人たちの苦しみの声を聞くふりをして、最終的には鼻で木をくったような判決でした。裁判官は自分の良心のみに従って行動するという、基本の精神を持たない裁判官だったと失望しました。

核燃料サイクルは何年経っても目処が経たない状況で、どこにも廃棄できないので、九州電力の玄海原発に貯めておくしかなくなっている状況にも関わらず、規制委員会が許可したら裁判官は何の独自の調査も判断もせずに、ただ行政の言うことを鵜呑みにしますという判決です。

憲法の三権分立さえ犯されていることに平気である裁判官は、私達が司法に対する信頼を全く無くしてしまうことに気付かないのでしょうか。司法は行政に付度せず、きちんと国民の方を向いて真摯に事実を究明するべきではないのでしょうか。

福島原発の原発事故は現実には起こっています。それまでも行政は絶対安全だと言ってきました。全くの嘘でした。皆知っていることです。起こったとたん、行政と東京電力は想定外の言葉を連発して責任逃れに必死になりました。想定外の事が起きない

から絶対安全なのではないでしょうか。それを、行政が作った規制委員会が作った安全性基準をクリアしているからだけで片づけたら、又同じ事故が起きるのは当たり前です。だって、安全性基準は絶対安全だとは言っていないわけですから、起きたら又想定外で責任逃れすることは分かっているのでしょうか。

再び、福島の悲しみの様な事が起きてても良いのでしょうか。こんな、子供にも分かるようなことがどうして裁判で否定されてしまうのか不思議でなりません。

判決当日の私の役割は、谷弁護士さんを判決後に、印刷所にお送りして判決文の印刷を持って記者会見場に行く事でした。しかし、判決文はあわせて800ページ以上あり、印刷物を記者会見に間に合わせる事が出来ない事態となりました。私も谷弁護士さんも記者会見の様子はスマホで見るとしか在りませんでした。しかも、音声小さくて何を言っておられるのか聞こえなくて困りました。途中の出来上がりの行政訴訟の分だけ取りに来て貰いましたが、全基差し止めの分は間に合いませんでした。

判決を言うのは2分で済んだのに、何でこんな多量な文書を作っているのか疑問です。ちゃんと裁判しましたという言い訳なのではないでしょうか？このような判決の文書に何の意味があるのでしょうか？こ

ういう文書にきちんと目を通して、次の裁判の為に資料を読み解く弁護士さんの熱意と精神に感心しました。

裁判の判決が不当でした。でも止めるわけにはいきません。これからも、佐賀という私達の貴い故郷を原発事故によって失いたく在りません。佐賀が汚染されて人が住めない所となり、農業も漁業もできなくなる所になり故郷が無くなってしまいう事にしたくはありません。

原発を完全に止めるまで頑張りましょう！



スケッチ / 竹田浩二

希望ある未来への選択を

木下由香

3月12日、佐賀地裁の法廷から出てこられた方々のうつむき加減の表情を見た瞬間、「まさか」と「やっぱり」の思いが交錯しました。ロビーで判決要旨の印刷のために待機していた私は、どんな判決が出ようとも冷静でいなくては、と自分に言い聞かせていましたが、玄関を出たところで、駆けつけた亀山ののこさん(避難者として意見陳述もされた)の顔を見て、思わず涙がこぼれそうになりました。

この不当判決が出される少し前の2月下旬、地元春日市で「3、11フクシマを忘れないパネル展～希望ある未来への選択～」を開催しました。コロナ緊急事態宣言が延長となった時期にもかかわらず、市内はもとより県外からも来場頂き、目標としていた200名近くを達成。予想以上の盛況

ぶりに世論の高さを実感しつつ、さらに昨年の大飯判決勝訴もあったので、今度こそはと期待していただけに、にわかには信じがたい残念な結果でした。

しかし、今、少なくとも世界の潮流は「再生可能エネルギー」に大きくシフトしています。また、残念ながらメディアには大きく取り上げられませんが、日本においても、各地方自治体で再エネ普及への地道な取り組みが行われていることを考えると励みになります。さらに、今の気候危機、コロナ危機において、環境問題やエネルギー問題に関心を寄せる若者も増えてきています。これからも、「希望ある未来への選択」を探り続けていかなければ、と思いを新たにしているところです。

避難計画で自治体要求を！

田中雅之

大飯原発の判決に続いて良い判決が出ることを期待していたが、見事に外れてしまった。

一方、水戸地裁では、東海第二原発の避難計画不備により再稼働を認めなかった。このことについては、予期しないチャンスが訪れたと感じている。

過去を振り返ると、2013年7月に事故の教訓を踏まえた法改正が行われ「新規制基準」が施行された。このことについて、平成28年9月の国会質問で逢坂議員が質問をしている。原子力規制委員会の「新規制基準」に避難計画が含まれていないがその認識で良いか政府の見解を問うというものである。国の回答は、都道府県及び市町村は、防災基本計画及び原子力災害対策指針に

基づき、当該都道府県及び市町村の地域に係る防災に関する計画を作成することとされているから「既に、各地域において実効性のある避難計画が作成される仕組みとなっている」。したがって「新規制基準にご指摘の方が一の事故の際に実効性のある避難計画の策定を盛り込むこと」は考えていないというものであった。

つまり、避難計画は地方自治体に丸投げされたということである。しかし、これは攻撃の糸口が身近にあるということである。水戸地裁の判決をテコにして県・市町村の避難計画を実行性のあるものに改善させる必要がある。各地域の避難計画の現状を上げてみる。

私が住んでいる福岡県糸島市の初行政区(自

治会)において「30キロ圏外の避難計画を実行性のあるものに改善」するように、行政区の名において糸島市危機管理課に要望することが決まった。

糸島市の30キロ圏内の避難訓練はあと10年かかるそうである。佐賀県や長崎県においても同様であろう。唐津市民は、事故が起こっても糸島方面に避難することができない。

京都府のホームページ(2020.6.23)にスピーディ(SPEEDI)のシミュレーションを使った調査が公表されている。これを、内閣府原子力防災担当と原子力規制庁監視情報課担当に確認したところ

- ①事故当日は実測値を避難の指標に使うので、スピーディのシミュレーションを使わせない。
- ②防災訓練の時に自治体が独自にスピーディのシミュレーション結果を使うことに問題はない。
- ③県・市がスピーディのシミュレーション結果を公表することは問題ない。

④スピーディのシミュレーション結果を避難計画に反映させることは問題ない。
ということであった。

国は地方において「既に、各地域において実効性のある避難計画が作成される仕組みとなっている」と国会において答弁している。ならば各自治体に、以下の要求をすることができると思う。

- ①避難訓練の対象者が少ないし、いつ全員の訓練が終わるのか見通しが見えない。形骸化している。
- ②スピーディのシミュレーションを、福岡県・佐賀県・長崎県に行わせる。
- ③現在の避難計画に実行性がないことを東海第二の判例を用いて、居住しているところの議会や行政区(自治会)にアピールする。

以上、糸島市の田中が今考えていることです。

笑顔を描ける日に向けて

大江登美子

判決にあたって報道を目にするたびに、2006年の石丸夫妻との出会いを思い出していました。別の用事で訪れていた佐賀県女性センター・生涯学習センターの玄関でばったりの出会い。15年の長きにわたる活動の始まりでした。以前から夫の陽一さんとは音楽サークルで一緒にさせてもらっており、初美さんとも子育てや日常生活の話をしたり、人生の先輩として楽しくお付き合いさせていただいていました。そんな二人と改めての出会いは、その後のプルサーマル住民投票の会の活動、裁判の会発足、提訴から最初の裁判、そしてその後何度も何度も続く長い長い裁判の始まりでした。

長いようであつという間の15年。当初から、私にできることと言えば印刷物の原稿や法廷スケッチ・

横断幕など手描きの制作物。つくってきた絵や文字は、悲しみや怒りの思いを表すものばかり。振り返れば、報道される石丸団長も私たちを代表して悲しみや怒りの表情ばかりです。それも当然で、この間にはあの頃想像していたことの何十倍、何百倍も悲しく恐ろしい出来事が起こり、にもかかわらず本裁判の被告はのらりくらり、国の姿勢はますます悪化し、ましてこの判決なのですから。

でも普段はもちろん「普通のお母さん」「普通のお父さん」のお二人。高校の吹奏楽部の先輩後輩だったというからもちろん音楽が大好き。事務所ではお子さんやお孫さんのこと、料理のことなどの会話をし、そんな中でさりげなく周囲へ気配りをし、お互いを気遣う、暖かく穏やかなお人柄なのです。

この15年、大阪の美浜の会と弁護団の皆様のお力をいただき、佐賀や九州・全国の原告・支援者の皆様と繋がってきたこの会。悲しみや怒りではなく、嬉しく楽しい思いを込めた絵や文字がつけられる、みんなの穏やかな笑顔を描ける日に向けて、次のステージが始まります。



2020年決算報告書

2020年1月1日～2020年12月31日

科目		2019年実績	2020年実績	2021年予算	適用
収入の部	前期繰越	1,816,785	2,635,807	3,953,632	
	総前期繰越				
	” 定期預金(特別積立金)	3,000,000	3,000,000	3,000,000	
	小計 (A)	4,816,785	5,635,807	6,953,632	
	原告団会費収入	2,566,000	1,927,000	3,500,000	内2,000,000は控訴代金
	支える会費収入	856,000	603,000	600,000	
	寄付金収入	815,018	916,650	900,000	
	活動収入	236,830	35,000	50,000	講師謝礼
	物販収入	66,900	38,140	20,000	本、準備書面
	リサイクル収入	14,410	15,560	14,000	
	雑収入	304,301	0	13,000	
	受取利息	14	17	20	
	小計 (B)	4,859,473	3,535,367	5,097,020	
収入合計 (A+B)	9,676,258	9,171,174	12,050,652		

※予算の収入はすべて個人の善意であることから予算というのはそぐわないという意見もありましたが、予算を立てることにより我々の行動、活動を律していく意味で記載します。

支出の部	専従費	610,000	360,000	90,000	
	旅費交通費	2,032,834	782,840	700,000	旅費、高速料金、駐車料金、宿泊費等
	広報・事務用品費	199,903	124,218	130,000	印刷代、封筒、コピー用紙等
	通信費	287,246	291,104	300,000	郵送料、電話料、HP管理料
	会議費	23,760	11,140	5,000	会場使用料
	水道光熱費	83,944	81,370	83,000	電気、ガス、灯油、水道
	消耗品費	5,336	2,073	3,000	乾電池、トイレットペーパー、ゴミ袋、事務用備品
	租税公課	223,503	102	2,000,000	利息にかかる税、印紙代(提訴)
	新聞図書費	0	0	0	会の本代(資料として)
	支払手数料	2,101	5,093	10,000	振込手数料 内5000は控訴に伴う支払手数料
	諸会費	0	0	10,000	分担金
	賃借料	554,304	511,220	472,000	事務所家賃、事務所駐車場料
	雑費	17,520	48,382	20,000	お茶代・自治会費その他
支払合計	4,040,451	2,217,542	3,823,000		
次期繰越金(収入合計-支払合計)	5,635,807	6,953,632	8,227,652	定期預金(特別積立金)3,000,000円を含む	

2020年12月31日		資産内訳	
現金	60,266	合計	6,953,632
郵便局 普通預金口座	2,260,239		
郵便局 振替口座	1,633,127		
定期預金(特別積立金) 裁判報告集製作費として積立っています。	3,000,000		

2020年度の会計報告をいたします。

会計 塩山 正孝 

「監査報告」

2020年度の決算報告書を監査した結果、総勘定元帳・仕訳帳・証票など正確に記帳されており何ら不正不当のないことを確認しました。

2021年 4 月 / 1 日

会計監査 横井 久 

1月以降の主な活動経過

- 1月中旬～3月25日まで 判決へ向けて原告意思確認・委任状集約作業
- 1月26日 『裁判ニュース33号』発行
- 2月6日 そいぎミーティング
- 7日 裁判争点学習会
- 26～28日 「脱原発パネル展」@春日市 協力
- 3月6日 そいぎミーティング
- 11日 原発ゼロ3.11福岡集会／佐賀県知事要請
- 12日 行政訴訟・全基差止 佐賀地裁不当判決
- 25日 控訴
- 4月3日 そいぎミーティング
- 5月8日 そいぎミーティング

ルーコラム 『100年後の子どもたちに』よせて 野中宏樹

2011年の原発事故後、福島に足を運びはじめました。あるとき一人の少年から「みんな大人の責任じゃないか！」と問われて、何も返す言葉がなく、「君たちの世界を放射能だらけにしてしまってゴメンナサイ」と言うしかありませんでした。そして「今を生きる大人の責任として、ここからもう一度始めよう。何としてでも原発を無くしたい」そう願って歩んできました。そのような出会いの中、2011年の6月に生まれた歌が『100年後の子どもたちに』です。歌で何かが変わえ

られるとは思いませんが、それでも、自分に、今日、出来ることをなし続け、小さな一歩を刻みたいと願ってこの歌と共に、この10年間を歩んできました。今では皆さんと共に、この祈りのような歌を歌うことが出来るようになって嬉しく思います。そして、この歩みは、決して無駄ではなく、いつの日か、「こんな歌など歌わなくてもよい」、子どもたちの明日へつながっていると信じて歩いて行きたいのです。

♪ ♪ ♪ ♪ ♪ ♪ ♪ ♪ ♪ ♪ ♪ ♪ ♪ ♪ ♪ ♪ ♪

♪ 100年後の子どもたちに 僕らは今何ができる／100年後の子どもたちに 聞かれてどう答えよう／山や、海や、河や、空気や、大地をこんなに汚してまで／ほんとにみんなは心豊かなくらしを手にしたのかい／100年後の子どもたちに 僕らは胸をはれるだろうか／100年後の子どもたちに どんな世界を手渡せるだろう

100年後の子どもたちに 僕らは胸をはれるだろうか／100年後の子どもたちに どんな世界を手渡せるだろう

100年後の子どもたちの すかたが見えますかあなたに／100年後の子どもたちは すてきな世界に暮らしてるだろうか／ヒロシマ・ナガサキ・ビキニ・JCO そしてフクシマと／僕らは何度同じ痛みを繰り返して 道標をみつけるのだろうか／

父ちゃん、母ちゃん、爺ちゃん、婆ちゃん あの時いったい何をしていたの？／父ちゃん、母ちゃん、爺ちゃん、婆ちゃん あの時いったい何を言ったの？／100年後の子どもたちに 僕らは胸をはれるだろうか／100年後の子どもたちに どんな世界を手渡せるだろう／100年後の子どもたちを 僕は心から愛したい／100年後の子どもたちを 愛するために今立ち上がろう♪

(野中宏樹：詞・曲 2011年6月)

お知らせ

提訴11周年 年次活動報告会

◆6月5日(土) 13:00開場 13:30開会
佐賀・アバンセ 4F 第3 研修室 (佐賀市天神3-2-11)
第一部 2020年度活動報告・会計報告など
第二部
①控訴審勝利へ向けて! お話:谷次郎弁護士
②「避難計画」で勝利した東海第二差止判決について
お話:大石光伸さん(同原告団共同代表)
コロナ感染症対策のためオンライン参加をお願いします

みなさんの支えをお願いします

■年会費 原告会員1万円。支える会会員5000円。サポート会員一口1000円～。団体会員も歓迎!
■振込先:郵便振替口座 01790-3-136810
玄海原発プルサーマル裁判を支える会

知ることから始めませんか?

- 座談会しませんか?
原発のこと、命のこと。少人数で本音トークをしませんか。1人からでも、どこへでも行きますので連絡ください!
●チラシ・ポスティングを一緒にしませんか?

裁判進行中 玄海全基運転差止裁判
被告:九州電力⇒不当判決⇒控訴人176人
裁判終了 MOX燃料使用差止裁判
原告130人 ⇒ 不当判決

玄海許可処分取消行政訴訟
被告:国 参加人:九電⇒不当判決⇒控訴人187人
3・4号再稼働差止仮処分
債権者236人 ⇒ 不当決定

